

平成 2 9 年 9 月 4 日 開 会

平成 2 9 年 第 3 回

つがる市議会定例会

提 出 議 案 市 長 説 明 要 旨

つ が る 市

本日ここに、平成２９年第３回つがる市議会定例会の開会にあたり、上程されました議案の主なるものについて、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思いをします。

はじめに、先月８月２９日早朝に北朝鮮による弾道ミサイルが発射され、本国上空を通過し北海道・襟裳岬沖の太平洋上に落下するという事態が発生し、本県では初めて、Ｊアラート（全国瞬時警報システム）の活用による伝達が行われました。

世界各国が北朝鮮の度重なる挑発行為に対して、強く自制を求める中での今回の発射は、極めて深刻かつ重大な脅威であり、航空自衛隊基地や在日米軍施設を抱える本市市民はもとより、多くの国民に対し、大きな混乱や恐怖を与えたものであります。

国防については、国の専権事項ではありますが、

国民の生命と財産を守るため、あらゆる脅威に対応する万全の手段・対策を講じてほしいと切に願うものであります。

本市においても、市民の不安感を少しでも払拭し、弾道ミサイル飛来時の緊急行動に対しの確に対応するため、関係情報の周知や訓練、初動体制の強化を徹底して行い、不測の事態に備えていく次第でありますので、議員各位、関係各位の特段のご理解をお願い申し上げます。

以上申し述べまして、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、予算案 6 件、決算 6 件、条例案 5 件、諮問 1 件の、合わせて 18 件であります。

まず、予算案につきましてご説明申し上げます。

議案第64号は、専決処分した「平成29年度一般会計補正予算（第2号）」であり、10月22日執行の衆議院議員補欠選挙費について、予算措置を行ったものであります。

議案第65号「平成29年度つがる市一般会計補正予算（第3号）案」は、当初予算に見込めなかった経費、緊急を要する経費等について、所要の予算措置を講ずることとしたものであります。

その結果、一般会計の予算規模は、既決予算に4億5,015万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を229億1,564万円とするものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、款を追ってご説明申し上げます。

総務費については、一般管理費において退職負担金の不足分を補てんするため、市町村職員退職手当組合負担金4,300万円を追加計上いたしました。

また、財政管理費において、平成28年度決算剰余金、普通交付税の確定、及び基金の収益などを踏まえ、減債基金に2億8,000万円、合併振興基金に268万円などをそれぞれ追加計上いたしました。

民生費については、社会福祉施設管理費において、各関係施設の修繕料に301万4千円を追加計上いたしました。

農林水産業費については、農業振興費において、農業の国際競争力の強化を図るため、産地の高収益化に向けた取り組みを支援する産地パワーアップ事業補助金に 1, 030 万 2 千円を計上いたしました。

土木費については、道路維持費において、道路維持工事費 2, 372 万 6 千円を追加計上いたしました。

教育費については、総合体育館建設費において、建設事業全般にわたる構想案を策定するため、基本設計委託料 800 万円を計上いたしました。

次に、歳入予算について、ご説明申し上げます。
補正予算の主なる財源といたしましては、
歳出と関連する国・県支出金について、それぞれ

所要額の補正を行うとともに、普通交付税の交付額が確定したことから、6億4,268万円を計上したほか、平成28年度決算に基づく繰越金4億4,944万4千円を計上いたしました。

また、財政調整基金へ6億6,453万8千円の繰り戻し措置により、全体の補正額を調整いたしました。

議案第66号から議案第69号の平成29年度各特別会計補正予算案につきましては、ご審議の際に詳細なご説明を申し上げます。

次に決算についてご説明申し上げます。

決算の認定については、議案第70号から議案第75号までの6件を提案しております。

平成２８年度つがる市一般会計及び特別会計歳入歳出の決算が確定いたしましたので、地方自治法の規定に基づき、監査委員の意見並びに関係書類を付して、認定をお願いするものであり、いずれの会計におきましても、実質収支の黒字を確保したものとなっております。

次に、条例案についてご説明申し上げます。

条例案については、議案第７６号から議案第８０号までの５件を提案いたしております。

議案第７６号「つがる市農業委員会委員選考委員会設置条例案」は、市長の諮問を受けて、農業委員会委員の候補者の適性等に関する事項を審査し、答申する附属機関として、つがる市農業委員会委員選考委員会を設置するものであります。

議案第 77 号「つがる市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」は、人事院規則の一部改正に伴い、育児休業の再取得及び育児休業期間の再延長等が可能となる条件に、保育所等の待機児童の養育を加えるものであります。

議案第 78 号「つがる市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」は、「平成 29 年度つがる市議会議員報酬の見直しに係る基本方針」に基づき、つがる市議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額を改定するものであります。

議案第 79 号「つがる市自転車駐車場条例の一部を改正する条例案」は、市内各駅に設置され、又は新規に設置する自転車駐車場について、その所管を明らかにし、管理を適正に行うため所要の改正をするものであります。

議案第 80 号「つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例案」は、亀ヶ岡石器時代遺跡等の史跡追加指定に向けて、必要な事項を審議するため、史跡亀ヶ岡石器時代遺跡等調査指導委員会を設置するものであります。

最後に、諮問につきましてご説明申し上げます。

諮問第 2 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件」は、退任される人権擁護委員の後任委員として、佐藤^{しゅうこ}修子氏を推薦いたしたく、意見を求めるため諮問するものであります。

以上をもちまして、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何卒、慎重に御審議の上、原案どおり御承認、御認定、御議決並びに御同意を賜りますようお願い申し上げます。